

令和8年3月1日

農家各位

安曇野市農業委員会

農地の賃借料情報について（お知らせ）

農地法第52条の規定に基づき、下記のとおり賃借料情報をお知らせしますので、農地の賃貸借契約（利用権設定等）を締結する際の参考にしてください。なお、使用貸借（無償）については含まれていません。

記

賃借料情報一覧

「10a 当たり/年間」

地域		豊科	穂高	三郷	堀金	明科	備考		
農地の区分	水田	20a 以上の水田	最高	15,000	16,000	15,000	16,000	10,000	
		平均	10,200	10,900	11,400	9,700	9,700		
		最低	4,100	3,600	5,000	7,000	7,100		
	上記以外の水田	最高	15,000	12,700	15,500	12,300	10,000		
		平均	9,600	7,400	10,800	8,200	9,900		
		最低	3,000	3,000	4,200	3,000	7,900		
畑	20a 以上の普通畑	最高	13,000	11,200	12,400	10,000	-		
		平均	10,300	7,900	8,000	6,600	-		
		最低	7,000	3,000	3,000	3,000	-		
	上記以外の畑	最高	16,000	11,000	11,200	10,000	-		
		平均	8,400	5,800	6,900	6,700	-		
		最低	4,700	2,900	3,000	3,000	-		
樹園地	最高	-	10,200	25,000	20,000	-	果樹の種類、樹齢等により料金差がありますのでご承知ください		
	平均	-	10,200	14,800	14,200	-			
	最低	-	10,200	5,600	10,000	-			

注意事項

- ※ 上記の金額は目安ですので、実際に契約を締結しようとするときは、農地の面積・形状などの状況を考慮し、契約当事者間で十分に話し合ってください。
- ※ 水利費等の負担は双方で話し合ってください。
- ※ 上記賃借料情報は、令和7年1月1日から令和7年12月31日の期間に設定された利用権等のデータを基に算出しています。
- ※ 上記平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均し100円未満を四捨五入した値です。
- ※ 上記表の「-」は、提供データがないことを示しています。